



2024年2月14日

各位

会社名 サッポロホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾賀 真城
コード番号 2501
上場取引所 東証プライム・札証
問合せ先 経営企画部長 中村 洋輔
TEL 03 (5423) 7407

株式給付信託 (BBT) の一部改定のお知らせ

サッポロホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2016年3月30日開催の第92回定時株主総会において当社取締役及びグループ執行役員並びに当社子会社取締役を対象とする株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」といいます。）を導入し、2020年3月27日開催の第96回定時株主総会において本制度に係る報酬枠をあらためて設定することについてご承認をいただき今日に至っておりますが、本日開催の取締役会において、本制度の一部改定することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2016年2月10日付「株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ」及び2016年5月10日付「株式給付信託 (BBT) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ」（以下、「当初開示」といいます。）をご参照ください。

記

1. 本制度一部改定の理由

本制度において給付される当社株式数の上限に係る1事業年度あたりのポイント数については、本制度導入時には、本制度の対象者の役位及び業績達成度を勘案し、当初開示のとおり設定していましたが、当社が監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、2020年3月27日開催の第96回定時株主総会において、本制度に係る報酬枠をあらためて設定し、1事業年度あたり52,780ポイント（当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）分として18,540ポイント、当社のグループ執行役員及び一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）分として34,240ポイント）を上限としておりました。

今般、ガバナンスの強化に向けた当社子会社の取締役構成の見直し状況を踏まえて、下記2.のとおり、本制度の一部を改定することといたしました。

2. 本制度の一部改定について

当社は、当社のグループ執行役員及び一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）に給付される当社株式数の上限に係る1事業年度あたりのポイント数の上限を以下のとおり改定することといたしました。これにより、本制度の対象者に給付される当社株式数の上限に係る1事業年度あたりのポイントの合計数の上限も以下のとおり改定することとしております（下線は現行の本制度からの主な変更箇所を示します。）。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）分の当社株式数の上限につきましては、変更ございません。

本制度の内容（主な改定箇所は下線のとおりです。）

(1)本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及びグループ執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）
(2)信託金額の上限 (報酬等の額の上限)	対象期間ごとに446百万円。(※1)(※2)
(3)給付される当社株式数の算定方法と上限	1事業年度あたり <u>70,640</u> ポイント（当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）分として18,540ポイント、当社のグループ執行役員及び一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）分として <u>52,100</u> ポイント）を上限に、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等により定まる数のポイントを付与。付与されたポイントは（5）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算。(※3)
(4)当社株式の取得方法	(2)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。(※4)
(5)当社株式等の給付	グループ対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記（3）により算定される当社株式を本信託から給付。(※5)

(※1) 当社は、第92回定時株主総会でご承認をいただいた範囲内で、2016年12月末日で終了した事業年度から2018年12月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び以後の原則として3事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます。）に係るグループ対象役員への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（445,968,600円）を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、当社が拠出した資金を原資として当社株式を取得しております。2020年3月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たすグループ対象役員を受益者とする信託として存続させております。

(※2) 今後、追加拠出を行う場合、各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（グループ対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、グループ対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、当該対象期間の開始直前日における時価相当額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は446,000,000円とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(※3) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

(※4) 本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後、当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(※5) 役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該グループ対象役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以上